

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第57回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

令和元年9月17日（火）14：01～15：02

2 場所

広島高等裁判所特別会議室

3 出席者

（委員）片山巖，武井康年，田邊 誠，團藤丈士，森信秀樹，（五十音順）

（敬称略）

（庶務）野澤広島高裁総務課長，高村広島高裁総務課課長補佐

（説明者）友重広島高裁事務局長

4 議題

- (1) 委員長の互選等
- (2) 経過の報告等
- (3) 審議

令和2年上半期（令和2年2月から同年9月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

- (4) 今後の予定等

5 議事

- (1) 再任委員の紹介

再任委員として田邊委員が紹介された。

- (2) 委員長の選出

地域委員長として田邊委員が選出された。

- (3) 委員長代理の指名

委員長から，委員長代理として團藤委員が指名された。

(4) 経過の報告等

ア 庶務から、前回の第56回広島地域委員会以降の経過として、令和元年下半期（令和元年10月から同2年1月まで）の再任（判事任命）候補者について、情報収集の結果を令和元年6月11日付けの委員長名義の報告書により下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「中央委員会」という。）に報告したこと、同年7月5日の第89回及び同年9月2日の第90回の各中央委員会の審議結果の内容等が報告された。また、第90回の中央委員会を受けて、広島地域委員会に令和2年上半期（令和2年2月から同年9月まで）の再任（判事任命）候補者についての情報収集依頼があったことが報告された。

イ 庶務から、当面のスケジュール及び本日の審議資料について説明がされた。

(5) 審議

令和2年上半期（令和2年2月から同年9月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

ア 広島地域委員会に関する指名候補者の所属庁ごとの名簿（期、在籍期間、所属部を付記する。）を作成し、令和元年10月23日（水）を受付期間と定めて、それぞれの所属庁に対応する検察庁及び弁護士会に対して名簿を提供し、情報提供（情報受付の周知）の依頼を行うこととされた。

イ 依頼文書の記載内容について

(ア) 受付期間について

期限が確実に遵守されるようにとの中央委員会からの注意喚起を踏まえ、依頼文書への記載文言につき意見が交わされ、情報の受付期間に続けた記載について、委員から従前の「ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。」との記載に代えて、例えば「この期間経過後であっても受付はしますが、期限を守っていただくようお願いします。」と記載することでもよいのではないかとの意見があったが、中央委

員会の注意喚起の趣旨を踏まえ、端的に「令和元年10月23日（水）まで」と受付期限のみを記載することとされた。

なお、仮に、受付期間経過後に庶務に届いたものがあった場合でも受付を行い、次回の地域委員会までに届いたものは審議対象とすることも併せて確認された。

(イ) 情報収集における留意事項について

委員から弁護士会への依頼文書にのみ「特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないというのが下級裁判所裁判官指名諮問委員会の考え方である。」と記載されているが、当委員会では、最近、段階評価式アンケートでの提出がないことなどを考慮すれば、逆に意味が分かりにくくなっている面もあると思われるので、検察庁への依頼文書と同じ記載内容としてもよいのでないかとの意見が出されたが、中央委員会からの依頼文書に記載されている文言であることから前回と同様、同文言を記載することとされた。

ウ 情報提供（情報受付の周知）の依頼に際して、各検察庁の検察官の数及び各弁護士会の会員数に相当する、広島地域委員会宛ての料金受取人払封筒を添付することとされた。

エ 情報が提供された場合には、庶務から各委員に情報が寄せられた旨を連絡し、各委員が広島地域委員会庶務において寄せられた情報を随時閲覧できる態勢を執り、寄せられた情報について、早急に検討を要する事項がある場合は、委員長が他の委員の意見を聴きながら、追加調査の要否及び方法を検討し、必要に応じて、委員長の判断で地域委員会を招集することとされた。

(6) 今後の予定等

次回期日 令和元年10月29日（火）午後2時（指定済み）

（以上）